

## 児童手当制度のご案内

児童手当制度は、家庭における生活の安定に寄与するとともに、児童の健全な育成および資質の向上を目的にした制度です。

この制度は、申請したあと認定を受けなければ、児童手当を受ける権利が発生しませんので、忘れずに手続きをしてください。

### 支給対象児童

小学校修了前（十二歳到達後、最初の三月三十一日）までの児童を養育している方に支給されます。

ただし、所得制限限度額以上の所得がある場合には、支給されません。

### 申請の手続き

#### ◆はじめての方

出生・転入などにより新たに支給資格が生じた場合、役場窓口（公務員の場合は職場）に「認定請求書」の提出が必要です。

#### 添付する書類

- 請求者の健康保険被保険者証など（厚生年金加入の方）

- 請求者の児童手当所得証明書（転入の方）
- 請求者の口座

その他、必要に応じて提出する書類があります。

#### ◆児童手当等受給の方

出生などにより、児童が増えた場合は、「額改定認定請求書」の提出が必要です。

#### 続けて手当を受ける場合

児童手当などを受給している方は、毎年六月に「現況届」を提出しなければなりません。

この「現況届」の提出がないと、六月分以降の手当が受けられなくなります。

今年の「現況届」をまだ提出されていない方は、至急提出をお願いします。

#### 支払時期

児童手当などは原則として、毎年、年三回（それぞれの月の前月分まで）支給となります。

- 二月（十月～一月分）
- 六月（二月～五月分）
- 十月（六月～九月分）

三歳未満（第一子・第二子）の児童手当が倍額になりました

若い子育て世帯などの経済的負担の軽減を図るために、四月から、三歳未満の乳幼児の養育者に対する児童手当額が、第一子・第二子について倍増になりました。

改正前	改正後
第1子 5,000円	3歳未満（児手当）一律 10,000円
第2子 5,000円	3歳以上（小学校修了前特例給付）
第3子以降 10,000円	第1子 5,000円
	第2子 5,000円
	第3子以降 10,000円

☆今回の制度改正では、新たに申請をする必要はありません。該当する児童（第一子・第二子が三歳未満）のいる受給者の方には、四月分より増額した金額で計算しています。なお、三歳到達後の翌月から、第一子・第二子は五、〇〇〇円となります。

#### ○お問い合わせ

大方総合支所住民課住基戸籍係

☎ 43-2800

佐賀総合支所総務課住基戸籍係

☎ 55-3701

## 子犬の譲渡会



#### 日時

七月二十五日（水）  
午前九時四十分から  
午前十一時五十分まで

#### 場所

中村小動物管理センター  
（四万十市古津賀）

#### ◆子犬を譲りたい方

- 午前九時四十分から十時までに受け付けしてください。
- \*事前に高知県幡多福祉保健所に連絡をし、当日は、印鑑を持って、子犬を連れてきてください。
- \*原則として生後二～三カ月、離乳済みの子犬を対象とします。

#### ◆子犬を飼いたい方

- 午前十時から午前十二時二十分までに受け付けをしてください。

\*当日は、印鑑と子犬を入れる箱を持ってきてください。

\*子犬の譲渡が決まった方は、「飼い始め講習会」を受けていただきます。

#### ◆今後の譲渡会の予定

- 九月二十六日（水）
- 十一月二十八日（水）
- 平成二十年一月二十七日（水）

#### ○お問い合わせ

高知県幡多福祉保健所  
食品・衛生課

☎ 34-5119

## 大方生華園「納涼祭」

大方生華園（知的障害者授産施設）では、次の日程で納涼祭を開催します。

模擬店をはじめ、花火大会なども行う予定ですので、多数の方々のご参加をお待ちしています。

日時 八月二十九日（水）

午後七時から午後九時まで

※雨天の場合

八月三十一日（金）

場所 大方生華園

#### ○お問い合わせ

大方生華園

☎ 43-3666